事業者協力型広域自家用有償旅客運送調査検討業務委託公募型プロポーザル実施説明書

奈良県が調達する役務に係る公募型プロポーザルについては、関係法令に定めるもののほか、この実施説明書によるものとします。

公募型プロポーザルに参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、参加しなければなりません。この場合において、当該実施説明書等に疑義のある場合は、２に掲げる担当部署の説明を求めることができます。

１　公募型プロポーザルに付する調達の内容

⑴　入札物件名

事業者協力型広域自家用有償旅客運送調査検討業務委託

⑵　内容

・地域の特性に応じた公共交通の確保にむけた課題整理
・地域の特性に応じた新たな交通サービスの設計
・地域の特性に応じた新たな交通サービスの事業計画策定
・自家用有償旅客運送ドライバー確保にむけた「ドライバー人材バンク」の創出
・関連システムの構築
・運行開始に向けた各種準備
・各交通サービスの運行開始後の検証
・新たな交通サービスの横展開施策の検討

⑶　期間

契約締結日から令和７年３月３１日まで

⑷　履行場所

県内全域

⑸　選定方法

公募型プロポーザル

⑹　委託上限額

総額　１００，０００，０００円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とします。）

２　担当部署及び契約条項を示す場所

〒６３０－８５０１　奈良市登大路町３０番地
奈良県県土マネジメント部リニア・地域交通課公共交通計画係
電話番号　０７４２－２７－８９３９（ダイヤルイン）
FAX 番号　０７４２－２７－３５１１

３　公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、単独の法人又は代表者と構成員から構成される複数の企業による連合体（以下「法人等」という。）であることとし、法人等は次に掲げる⑴から⑸までのいずれにも該当する者が、この公募型プロポーザルに参加することができます。（ただし、連合体の構成員が単独で又は他の連合体の構成員として参加していないこと。）

⑴　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
⑵　奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
⑶　奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）による競争入札参加資格者で、営業種目の大分類「Ｑ役務の提供」、中分類「２電算業務」、又は大分類「Ｑ役務の提供」、中分類「４検査・分析・調査業務」に登録をしている者であること。（ただし、参加意向申出書提出時点において登録が認められていれば可とします。）
　なお、新たに参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。
　　〒６３０－８５０１　奈良市登大路町３０番地
　　奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟１階）
　　電話番号　０７４２－２７－８９０８（ダイヤルイン）
⑷　官公庁又は本県と同規模の企業・団体からの受託実績を有する者であること。
⑸　この公告に示した調達役務の規格に合致した役務を確実に履行し得る者であること。

４　参加意向申出書の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する法人等は、次に掲げる必要書類を提出してください。
なお、公募型プロポーザルに参加する法人等は、委託先候補者選定の日の前日までの間において、提出された書類について、県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければなりません。
⑴　提出書類（以下、「参加意向申出書等」という。）
ア　参加意向申出書（様式１）
イ　連合体委任状（様式２）
ウ　連合体一覧表（様式３）
エ　連合体協定書（様式４）
オ　会社の概要に関する書類
　設立年月日、所在地、事業内容、専門職の数等が分かるもの。パンフレット可。
カ　業務実績（様式５）
　過去５年間（平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）において、国、地方公共団体又は民間企業等と本件業務と同類業務（公共交通に関する検討又は運行に関する業務）の履行実績を証するもの【契約書（写）】を添付してください。
キ　企業の経験及び能力等（様式７）
ク　結果通知用封筒一式
　参加資格審査結果通知書の送付先を明記し、簡易書留郵便相当分の切手を貼付したものを添付してください。
　なお、イ～エについては、連合体に該当しない場合の提出は不要です。
⑵　提出方法

持参又は郵送とします。

なお、郵送による場合は、書留郵便のほか、簡易書留、宅配便とし、手渡したことが証明される方法に限ります。また、封筒に「事業者協力型広域自家用有償旅客運送調査検討業務委託参加意向申出書等在中」と朱書してください。

⑶　提出期限及び場所

日時　令和６年７月２２日（月）　午後５時（日曜日、土曜日、祝日を除く午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除きます。）に限ります。）

場所　２に同じ

⑷　提出部数

各１部

⑸　作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とします。

⑹　提出された参加意向申出書等は、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

⑺　提出された参加意向申出書等は、返却しません。

５　仕様書等に関する質問

仕様書及び評価基準に関する質問については、ＦＡＸにより質問票（様式６）を提出してください。

ア　提出期限

日時　令和５年６月２６日（水）　午後５時

提出時には、２に示す場所まで電話連絡をしてください。

期限までに、提出のない場合は、回答できません。

なお、質問は、精査のうえ簡潔に記入し、まとめて提出してください。

イ　質問に対する回答

令和５年７月３日（水）までに、奈良県県土マネジメント部リニア・地域交通課のホームページに掲載します。

６　提案書の作成及び提出

本委託事業に関する仕様書に基づき、下記による必要書類等を作成し、提出してください。

⑴　提出書類

①企画提案書（様式８）

様式に沿って、必要事項を記載してください。

②実施方針（様式９）

③新たな交通サービスの設計及び導入（様式１０）

④ドライバー人材バンクの創出（様式１１）

⑤合意形成及び運行体制構築に向けた支援（様式１２）

⑥利用促進に向けた支援（様式１３）

⑦仕様書記載内容以外の独自提案（様式１４）

独自提案ができる場合のみ提出してください。

⑧経費見積書（任意様式）

委託業務に係る経費の金額とその内訳及び積算根拠を日本円で明記してください。消費税等は最後に一括計上してください。

※上記①～⑧の規格はＡ４片面とし、注意書きに沿って記載してください。

⑵　提案書の提出方法

持参又は郵送とします。

なお、郵送による場合は、書留郵便のほか、簡易書留、宅配便とし、手渡したことが証明される方法に限ります。

⑶　提案書の提出期限及び場所

・直接持参する場合

令和６年８月９日（金）の午後５時まで（日曜日、土曜日、祝日を除く午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除きます。）に限ります。）に、２に示す場所に提出してください。

・郵便により提出する場合

書留郵便のほか、簡易書留又は宅配便とし、令和６年８月８日（木）の午後５時までに２に示す場所に到着するようにしてください。

⑷　提出部数

２部（正本１部、副本１部）

正本については、①～⑩を一式のものとしてファイルしてください。

副本については、②～⑩を一式のものとしてファイルし、企業名、所在地、連絡先、ロゴマーク等を削除するなど、提案をする法人等が類推できないようにしてください。

⑸　その他

①作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とします。

②提出された提案書は、選定審査以外に参加者に無断で使用しません。

③提出された提案書は、返却しません。

④参加者は、その提出した提案書については、引き換え、変更又は取り消すことはできません。

⑤提案書を提出期限までに提出しなかった者は、公募型プロポーザルに参加できません。

⑥参加意向申出書等提出後に、提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

７　技術提案書提出者の選定及び通知

①選定について

提出された参加意向申出書等について、「受託業者を特定するための評価基準」のうち、「企業の経験及び能力」(計 20 点)について審査し、上位５者程度選定します。

②通知について

参加意向申出書等を提出した者に対して、①により選定された場合は「技術提案書提出依頼書」により技術提案書の提出を依頼します。また、①により選定されなかった場合は「非選定通知書」により通知します。

③非選定理由の説明申請について

非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して５日（奈良県の休日を定める条例（平成元年３月奈良県条例第３２号）第１条第１項

に規定する県の休日を除く。）以内にその理由の説明を書面により求めることができます。

８　提案書の審査及び結果の発表

⑴　審査方法

①「奈良県県土マネジメント部技術審査委員会」（以下「委員会」という。）の委員が、別紙１「受託業者を特定するための評価基準」に基づき審査を行い、各委員が付与した評価点の合計（以下「合計評価点」という。）が最も高位の者から第１順位及び第２順位の順位付けを行ったうえ、委員会において委託先候補者及び次点者をそれぞれ選定します。なお、合計評価得点が６割未満である場合、又は６割以上の場合であっても委員会において委託先候補者として適当であると承認しなければ選定しません。

②提案書を提出した法人等が２者に達しない場合は、全委員の評価点がそれぞれ６割以上であり、かつ委員会において委託先候補者として適当であると承認しなければ選定しません。

⑵　プレゼンテーション

①審査は提案書の記載内容のみで実施し、プレゼンテーションは実施しません。

⑶　失格事由

①「３　公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格」に示した資格が備わっていないとき

②提出書類の提出期限を過ぎたとき

③本提案に対して、自己での提案のほか、連合体の構成企業として提案するなど、二以上の提案をしたとき

④本提案に対して、自己のほか、他の代理人を兼ねて提案したとき

⑤本提案に対して、複数の連合体に参加するなど、二以上の代理人をしたとき

⑥経費見積書の金額、住所、代表者名、印影もしくは重要な文書の誤脱があったとき、金額を訂正した経費見積書を提出したとき、その他提出書類に虚偽又は不正があったとき

⑦提示した事項及び提案に関する条件に違反したとき

⑧その他不正な行為があったとき

※代理人とは、連合体で参加する場合の代表企業を指します。

⑷　審査結果

採否に関わらず、提案を行った法人（連合体の場合は代表企業）に対して通知するとともに、委託先候補者については、奈良県公報に公示します。

９　契約の締結

⑴　契約方法等

「８　提案書の審査及び結果の発表の⑴」により選定された委託先候補者と業務の履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合、委託先候補者から再度見積書を徴収し、見積書の内容を精査したうえで、奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則第１４号）に基づき、随意契約による委託契約を締結します。なお、審査の結果を踏まえて、提案内容の変更を求めることがあります。

ただし、審査結果を通知した日から４０日以内に協議が整わない場合は、次点者

とあらためて協議を行うこととします。

⑵　契約書

受託者として特定された者に対して別途作成・提示します。

⑶　契約保証金

契約の相手方は、契約金額の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則第１９条第１項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

１０　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

⑵　公募型プロポーザル参加及び契約に要する費用

本件に要する一切の費用は、参加者の負担とします。

また、契約書の作成に要する一切の費用は、受託者の負担とします。

⑶　目的外使用の禁止

この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた公募型プロポーザル関連の文書を、第三者に漏らしたり、契約等以外の目的に使用してはいけません。

⑷　本件に係る異議申し立てについては、奈良県政府調達に関する苦情の処理手続（平成８年６月奈良県告示第１５０号）によるものとします。

⑸　奈良県政府調達苦情検討委員会から調達手続の停止等の要請があった場合は、調達手続の停止等をすることがあります。

⑹　本県に関して提出される書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属することとします。